

課税証明書の見方 ～申請書への記入方法（その1）～

第1期の授業料免除申請において、申請書に記入する給与所得の収入金額は、出願時の前々年1年間（1月～12月）の収入金額となります。下記を参照して、課税証明書から「申請書裏面⑥家族及び所得」欄に記入してください。

【課税証明書 例】※様式は自治体によって異なります。名称も「所得証明書」となる場合があります。

【申請書裏面：⑥家族及び所得欄】

令和5年度 (令和4年分) 市民税・県民税 課税証明書	
住所	〇〇県〇〇市〇〇〇
氏名	筑波 優作
所得の内訳	金額
給与所得	3,300,000
(給与収入金額)	4,800,000
不動産所得	2,000,000
事業所得	1,000,000
年金所得	400,000
(年金収入)	1,000,000
令和4年分 合計所得金額	6,700,000
所得控除金額	
雑損	
医療費	11,750
社会保険料	697,770
小規模共済掛金	
生命保険料	70,000
地震保険料	6,175
寄付金	
障・老・寡・勤	
配偶者	
配偶者特別	210,000
扶養	1,110,000
基礎	330,000
所得控除合計	2,435,695
市民税 所得割額	41,940
県民税 所得割額	3,500



申請書に記入

申請者との関係	本人	父
氏名		筑波優作
年齢	20	65
職業	無	会社員・不動産
勤務先・勤続年数		●●不動産(株) 43年勤務
千円未満四捨五入	(千円)	(千円)
給与収入金額※	2400	4800
年金(老齢年金)※		1000
年金(障害・遺族年金等)		
雇用保険		児童手当の金額
生活扶助(生活保護費、児童手当等)		240
その他		
計 (給与収入)	学生記入欄 2400 大学修正欄	6040
事業所得(営業・農業等)※		1000
地代・家賃・利子・配当※		2000
養育費等	1000	
その他		
臨時所得	退職金 保険金	

課税証明書から「申請書裏面⑥家族及び所得」に記入できるのは、申請書「申請書裏面⑥家族及び所得」の※のついている項目になります。給与収入と年金収入は「給与収入欄」に、事業所得（営業等所得）や不動産所得は「給与収入以外の所得欄」に記入してください。なお、2022年の収入にもとづいた住民税が0円の者は「非課税証明書」という名称で発行されます。

課税証明書の見方 ～申請書への記入方法（その2）～

課税証明書の所得の内訳において「雑所得」欄には、①公的年金等に係る雑所得額、②公的年金以外（著述家や作家以外の方が受ける原稿料や印税）の雑所得額が合算して記載されている場合があります。まず、公的年金等収入に関しては、（公的年金収入）欄記載の金額を申請書に記入してください。

次に下右表を参考に「①公的年金等に係る雑所得額」を算出し、雑所得欄記載の金額からこの金額①を差し引いて「②公的年金以外の雑所得額」を求め、申請書の給与収入以外の所得欄その他に記入してください。なお、その所得内容がわかるようにしておく必要があります。

令和5年度 (令和4年分) 市民税・県民税 課税記

住所	〇〇県〇〇市〇〇〇
氏名	筑波 優作

所得の内訳	金額	
給与所得	3,300,000	雑損
(給与収入金額)	4,800,000	医療費
不動産所得	2,000,000	社会保険料
事業所得	1,000,000	小規模共済掛
雑所得	400,000	生命保険料
(公的年金収入)	1,000,000	地震保険料
		寄付金
		障・老・寡・勤
		配偶者
		配偶者特別
		扶養
		基礎
		所得控除合計
令和4年分 合計所得金額	6,700,000	市民税 所得割額
		県民税 所得割額

【公的年金等に係る雑所得の金額計算】

① 公的年金等に係る雑所得の速算表(2020年から)

※これは公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合です。

それ以外の場合は国税庁のホームページ等で確認してください。

年金受給者 年齢	(a) 公的年金等の収入金額の合計額	(b) 割合	(c) 控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は所得金額がゼロとなる)		
	600,001円から1,299,999円まで	100%	600,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合、所得金額はゼロとなる)		
	1,100,001円から3,299,999円まで	100%	1,100,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円

公的年金等に係る雑所得の金額＝右表における (a) × (b) - (c)

※例えば上の者が65歳未満の場合には、公的年金等に係る雑所得の金額は次のようになります。

$$1,000,000\text{円}(a) \times 100\%(b) - 600,000\text{円}(c) = 400,000\text{円}$$